

2023 年 9 月 13 日

株主各位

東京都港区南青山五丁目 10 番 2 号

I N C L U S I V E 株式会社

代表取締役 藤田 誠

ストックオプション（新株予約権）の発行に関する取締役会決議公告

当社は、2023 年 9 月 13 日開催の取締役会において、当社取締役（社外取締役を除く。）及び連結子会社取締役、並びに当社及び連結子会社の従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集要項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき、下記の通り決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項および同条第 3 項に規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権を発行する理由

当社取締役（社外取締役を除く。）及び連結子会社取締役、並びに当社及び連結子会社の従業員が当社の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、当社取締役（社外取締役を除く。）及び連結子会社取締役、並びに当社及び連結子会社の従業員に対し、新株予約権を無償で発行する。

2. 発行する新株予約権の内容

(1) 新株予約権の名称

INCLUSIVE 株式会社第 14 回新株予約権

(2) 新株予約権の付与対象者と総数

当社取締役（社外取締役を除く。）及び連結子会社取締役、並びに当社及び連結子会社の従業員計 475 個

上記総数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。

(3) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

普通株式 47,500 株。なお、新株予約権 1 個の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

なお、割当日後、当社が、当社普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割または株式無償割当ての場合は、当該株式分割または株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割または株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割または株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合、当社が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合または当社が子会社となる株式交付が行われ新株予約権が承継される場合には、当社は、合併比率等に応じ、必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者(以下、「新株予約権者」という。)に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告する。

(4) 新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる 1 株当たり払込金額(以下、「行使価額」という。)に各新株予約権の目的である株式の数を乗じた価額とする。行使価額は、新株予約権の割当日における東京証券取引所の当社株式の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)とする。

ただし、下記の各事由が生じたときは、下記の各算式により調整された行使価額に新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数を乗じた額とする。なお、調整後の行使価額は、1 円未満の端数を切り上げる。

記

- ① 当社が株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

- ② 当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行および自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債も含む。）の行使による場合および当社の普通株式に転換できる証券の転換による場合を除く。）する場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

ただし、算式中の「既発行株式数」は、上記の株式の発行の効力発生日前日における当社の発行済株式総数から、当該時点における当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。また、算式中の募集株式発行前の株価は、調整後行使価額を適用する日に先立つ 45 取引日目に始まる 30 取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

- ③ 当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、当社が完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が親会社となる株式交付を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。
- (6) 新株予約権を行使することができる期間
2025 年 9 月 14 日から 2033 年 9 月 13 日までとする。
- (7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
- ① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額

は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い計算される資本金等増加限度額に 0.5 を乗じた金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 (7) .①記載の資本金等増加限度額から上記 (7) .①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡により取得する場合は、当社取締役会の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得の条件

- ①当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画、または当社が分割会社となる新設分割計画または吸収分割契約について株主総会の承認がなされたとき（株主総会による承認が不要の場合は、取締役会による承認がなされたとき）、または当社が子会社となる株式交付にかかる株式交付親会社の定める株式交付計画について、当該親会社の株主総会の承認がなされたとき（株主総会による承認が不要の場合は、取締役会による承認がなされたとき）は、当社は新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとする。（株式交付については、その効力発生日までに当社取締役会による取得決議がなされた場合に限る。）
- ②新株予約権者が、(12) .①⑥に定める規定に基づく新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合、もしくは新株予約権者が死亡した場合は、当社はその新株予約権を無償にて取得することができるものとする。

(10) 合併、吸収分割、新設分割、株式交換および株式移転をする場合の新株予約権の取扱いに関する事項

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編成対象会社」という。）の新株予約

権を交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

- ① 交付する再編成対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類
再編成対象会社の普通株式とする。
- ③ 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数
組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（３）. に準じて決定する。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、再編成後払込金額に上記（３）に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。
- ⑤ 新株予約権を行使することができる期間
上記（６）. に定める新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記 ６. に定める新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項上記（７）. に準じて決定する。
- ⑦ 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議による承認を要する。
- ⑧ 新株予約権の取得条項
上記（９）. に準じて決定する。
- ⑨ その他の新株予約権の行使の条件
下記（１２）. に準じて決定する。

(11)新株予約権を行使した際に生ずる１株に満たない端数の取決め

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

(12)新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、および従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、取締役会の事前の承認があるときはこの限りではない。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③ 新株予約権者は新株予約権の割当個数の全部または一部を行使することができる。ただし、1個の新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。
- ④ 新株予約権者は、新株予約権を譲渡し、または、新株予約権に担保設定をしてはならない。
- ⑤ 新株予約権者は、新株予約権発行にかかる取締役会決議の日後2年を経過したときから3年を経過するまでは、割当個数の25%（端数の場合は切り捨てるものとする）までを行使可能とし、3年を経過したときから4年を経過するまでは割当個数の50%（端数の場合は切り捨てるものとする）、4年を経過した以降に全ての新株予約権を行使できるものとする。
- ⑥ 新株予約権者は、下記の条件のいずれかにでも該当した場合、新株予約権を行使できないものとする。下記の条件のいずれかにでも該当した場合、当社は新株予約権を無償で取得できるものとする。

記

- イ) 禁錮以上の刑に処せられた場合
- ロ) 新株予約権の割当日後、譴責以上の懲戒処分を2回以上受けた場合
- ハ) 当社の書面による事前の同意なく、競業他社の役員、従業員またはコンサルタント等に就いた場合
- ニ) 当社に対して、当社所定の書面により新株予約権の全部または一部を放棄する旨を申し出た場合
- ホ) 新株予約権者が新株予約権の割当を受けた後、当社または当社の子会社を自己都合により退職していた場合。ただし、上記(12).①に規定する取締役会の事前の承認がある時はこの限りでない。
- ヘ) 上記に定めるほか、新株予約権者に法令・社内諸規則等の違反、または当社に対する背信行為があり、当社が新株予約権の行使を認めない旨通知をした場合

(13)新株予約権を割り当てる日

2023年9月28日

(14)新株予約権の行使請求及び払込みの方法

- ① 新株予約権を行使する場合には、当社が定める様式による「新株予約権行使請求書」に必要事項を記入し、記名押印のうえ、これを下記(15). に定める行使請求受付場所に提出するものとする。

- ② 上記①の「新株予約権行使請求書」の提出とともに、各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額に行使に係る新株予約権数を乗じた金額の全額を、現金にて下記(16). に定める払込取扱場所の当社の指定する口座に当社の指定する日時までに振り込むものとする。

(15)新株予約権の行使請求受付場所

当社経営企画部（なお、行使請求受付に係る業務担当につき変更が生じた場合には、当該業務を担当することとなる部署とする。）

(16)新株予約権の行使に際する払込取扱場所

株式会社みずほ銀行 渋谷中央支店
東京都渋谷区宇田川町 2 3 番 3 号

（なお、当払込取扱場所が統合等により廃止した場合、その継承場所とする。）

(17)新株予約権の行使の効力発生時期等

- ① 新株予約権を行使した新株予約権者は、会社法第 282 条の規定に従い当社新株予約権の目的である株式の株主となる。
- ② 当社は、行使手続終了後直ちに、新株予約権者が予め当社の指定する金融商品取引業者等に開設した新株予約権者名義の口座へ、新株予約権の行使により新株予約権者が取得する株式について記載または記録をするために必要な手続を行う。

(18)本要項の規定中読み替えその他の措置に伴う取扱い

会社法その他の法令の規定等の改廃により、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、会社法の規定及び本要項の趣旨に従い、これに関連する事項の取扱いについて、当社が適切と考える方法により、本要項を変更できるものとし、かかる変更は本要項と一体をなすものとする。

(19)細則制定権

- ① 当社は、新株予約権割当契約の実施に関する細目を規定するため、「新株予約権割当契約に関する細則」（以下、「細則」という）を制定しこれを改廃することができる。
- ② 当社は、前項により細則を制定しこれを改廃した場合、速やかにこれを公示しなければならない。
- ③ 前項の公示は、当社がその本店に所要事項を掲示、もしくは新株予約権者に電子メールまたは郵送にて行うこととする。

- ④ 新株予約権者は、当社に対し、その営業期間中、細則の閲覧を請求し、自らの費用によりこれを謄写することができる。

(20)発行要項の公示

当社は、その本店に新株予約権の発行要項の謄本を備え置き、その営業時間中、新株予約権者の閲覧に供するものとする。

(21)社債、株式等の振替に関する法律に関する事項

新株予約権の目的である株式は、社債、株式等の振替に関する法律の適用を受ける。

(22)その他通知事項

①商号

INCLUSIVE 株式会社

②発行可能株式総数

25,880,400 株

③単元株式数

100 株

④株主名簿管理人の氏名又は名称及び住所並びに営業所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以 上